（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項及び次条において「第二号施行日」という。）前においても、この法律による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第三条の規定の例により、同条第一項の基本指針を定め、公表し、都道府県知事に通知することができる。

２　前項の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知された新法第三条第一項の基本指針は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知されたものとみなす。

第三条　都道府県知事は、第二号施行日前においても、新法第四条の規定の例により、同条第一項の鳥獣保護管理事業計画を定め、公表し、環境大臣に報告することができる。

２　前項の規定により定められ、公表され、環境大臣に報告された新法第四条第一項の鳥獣保護管理事業計画は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、環境大臣に報告されたものとみなす。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十二条の二第一項ただし書

二　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十条の二第一項

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第六条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第八十三条第一項第三号」を「第八十三条第一項第四号」に改める。

（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正）

第七条　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第六条第一項中「第三号まで及び第六号」を「第四号まで及び第七号」に、「第二号並びに」を「第三号並びに」に、「第二号の二」を「第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に、「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

児童福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律

（児童福祉法の一部改正）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）」を「第七節　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材の確保（第十八条の二十三）
第一款　保育士（第十八条の四―第十八条の二十四・第十八条の二十五）
第二款　保育士の確保のための措置（第十八条の二十六・第十八条の三十七）
第三款　保育士の不足に対応するための措置（第十八条の三十八―第十八条の三十五）」に改める。

第六条の三第十項に次の一号を加える。

三　保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

第八条第一項中「第十八条の二十の二第二項」の下に「（第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）」を加え、「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「第五十九条第五項の規定」を「第五十九条第五項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）」に改め、同条第三項中「第三十四条の十五第四項の規定」を「第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する第十八条の二十の二第二項、第三十三条の十五及び第三十四条の十五第四項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定（これらの規定のうち、市町村に係る部分に限る。）」に改め、同条第九項中「第三十三条の十三」を「第三十三条の十第三項第二号、第三十三条の十六の二第三項において読み替えて準用する」に改める。

第一章第七節の節名を次のように改める。

第七節　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第一章第七節中第十八条の四の前に次の款名を付する。

第一款　保育士

第十八条の四中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（次条第四号において「保育士登録」という。）」に改める。

第十八条の五第四号中「第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号」を「第十八条の十九第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）」に、「登録」を「保育士登録」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　第十八条の三十四第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下この款において「地域限定保育士登録」という。）を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

第十八条の六に次の一号を加える。

三　地域限定保育士登録を受けた日から起算して三年を経過し、かつ、内閣府令で定める期間以上の期間第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事した者

第十八条の十八第三項中「保育士の登録」を「第一項の登録（以下「保育士登録」という。）」に、「第一項」を「同項」に改め、「事項」の下に「のうち内閣府令で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、地域限定保育士登録（当該都道府県知事がしたものを除く。）を受けている者について保育士登録をしたときは、当該地域限定保育士登録をした第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下この款において「認定地方公共団体」という。）の長に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。